

令和 5 年 度

専決予算（令和 5 年 5 月 1 日専決）説明資料

綾 部 市

目 次

■ 予 算 の 概 要	
会 計 別 総 括 表	3
■ 事 業 の 概 要	
民 生 費	4

■ 予算の概要

会計別総括表

(単位：千円、%)

区	分	補正前予算額 A	補正予算額 B	計 A+B	伸率
一	般 会 計	18,773,651	39,900	18,813,551	0.2
特 別 会 計	市立診療所等	34,803	0	34,803	-
	農林業者労働災害共済	2,733	0	2,733	-
	国民健康保険	3,586,624	0	3,586,624	-
	介護保険	5,018,224	0	5,018,224	-
	後期高齢者医療	672,751	0	672,751	-
	駐車場	13,730	0	13,730	-
	住宅・工業団地事業	58,005	0	58,005	-
	計	9,386,870	0	9,386,870	-
公営 企業 会計	上水道事業	1,936,482	0	1,936,482	-
	下水道事業	3,463,365	0	3,463,365	-
	病院事業	7,493,746	0	7,493,746	-
	計	12,893,593	0	12,893,593	-
合 計		41,054,114	39,900	41,094,014	0.1

■ 事業の概要

一般会計

(単位：千円)

第3款 民生費								
第2項 児童福祉費								
第2目 児童措置費								
番号	事項(事業)名	補正予算額	財源内訳		事項(事業)の概要	補正後予算額	担当課	説明資料
			特定財源	一般財源				
1	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	39,900	国	39,900	■食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給	39,900	こども支援課	民生1
	合 計	39,900		39,900		39,900		

令和5年度 6月補正予算（専決） 主要事業説明資料

民生1

(単位：千円)

事業名	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費		拡充	補正予算額	財源内訳					
					国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	
総合計画(章)	環境をととのえ健康のあふれるまち	(節)	子育て環境の充実	39,900	39,900					
補正理由	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するための補正			補正後予算額	特定財源の内訳					
				39,900	国補助	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	39,900			
目的・目標	低所得の子育て世帯への経済的支援			背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援が必要 					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ○低所得のひとり親世帯：以下の①～③のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年3月分の児童扶養手当の受給者 ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者のみ） ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている者 ○その他低所得の子育て世帯：以下の①の要件のいずれかに該当し、かつ、②の対象児童を養育する者 <ul style="list-style-type: none"> ①要件 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた者 ・令和5年度の市民税均等割が非課税の者で、扶養する児童が令和5年3月1日以降に出生したもの等、新規で児童手当の認定を受けたもの ・上記以外の者のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市民税均等割が非課税のものと同様の事情にあると認められるもの ②対象児童 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月2日（特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童 ※令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給した者については、平成16年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童 ■給付額：児童1人当たり50千円（その他低所得の子育て世帯は、低所得のひとり親世帯分の算定基礎となったことのある児童を除く。） 									期待される効果
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・職手 738（時間外勤務手当） ・需用 74（消耗、印本） ・役務 98（通信運搬費等） ・委託 990（データ作成） ・負補 38,000（給付金） 			担当課・担当	こども支援課 子育て担当			TEL	42-4252	
他市の取組状況				・全国の市区町村において実施						
市民参加の状況										